

各 位

大 津 市 長

令和3, 4年度 建設工事入札参加申請書の提出について (市外業者向け)

本市が発注する建設工事の入札に参加を希望される方は、関係書類を下記要領に基づき提出してください。

記

1 提出書類 「大津市入札参加申請要領」 のとおり

2 受付日程 **「郵便受付」のみ**

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「郵便」での受付のみとします。

「大津市入札参加申請郵便受付について」に従って提出してください。

市外業者(本社が大津市外にある方)

郵便での受付(送付の記録が確認できる方法で郵送お願いします。)

【例:簡易書留、特定記録、レターパック等】

令和2年12月1日(火)～令和3年1月29日(金) ※当日消印有効

3 有効期間 **2年間(令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)**

4 問合せ先 電話 077-523-1234 (コールセンター)

5 その他

(1) **申請書は必ず期間内に提出してください。**理由の如何を問わず期間を過ぎた場合の受付は致しません。

(2) 提出書類の作成にあたっては、「大津市入札参加申請要領」を熟読の上、間違いのないように記載してください。

(3) 入札参加申請の対象となる機関・・・大津市、大津市企業局など

(4) 大津市企業局へは、一部の業種に関する入札参加に対して、別途提出書類が必要となります。

詳しくは大津市企業局契約管財課へお問い合わせください。連絡先:077-528-2614 (直通)

(5) 入札参加申請書に記載された個人情報の利用目的は、誓約書内容の確認、入札参加業者の選定及び配置技術者の確認のためのものであり、この情報を目的以外に利用することはありません。ただし申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」を令和3年4月1日(木)以降に大津市ホームページ、契約検査課窓口、市政情報課窓口にて公表します。公表内容は、希望業種、商号、名称、所在地、電話番号です。

また、受理した書類等は返却いたしません。必ず控えを作成してください。

- (6) 電子入札システムで表示できる文字について制限があるため、JIS 第一水準及び第二水準までの文字で申請してください。表示不可の文字は予告無しにこちらで置換えをさせていただくことがあります。
- (7) 入札の指名については、同種実績等を総合的に考慮し選定しますので、入札参加申請をされても指名されないことがあります。詳細については、契約検査課まで確認してください。
- (8) 契約検査課が公告、発注する建設工事の入札に参加しようとする場合は、電子入札システムへの登録が別途必要です。電子入札システムに利用者登録の無い場合は、原則として入札には参加できません(指名競争入札の場合は、原則、指名しません)。
- (9) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに契約検査課まで届け出てください。電子入札システムの登録情報の変更があった場合は、あわせてICカードや電子入札システムでの登録変更をお願いします。届出様式、必要書類については大津市ホームページを確認してください。
- (10) 「入札参加申請書」(A3用紙)につきましては、令和2年度に登録のある業者については郵送します。新規登録の方や令和2年度に登録されていない方は、「入札参加申請書」(A4用紙)をホームページからダウンロードして作成してください。
- (11) 登録通知等は発行しません。令和3年4月1日(木)以降に登録業者一覧を大津市ホームページに掲載します。その掲載をもって登録の通知とさせていただきます。書類不備等で登録できない場合につきましては令和2年度中に連絡の上、書類一式を返却します。
- (12) 新規登録の方の登録番号につきましては、前項の登録業者一覧にて通知します。電子入札システムへの登録につきましては、令和3年4月8日(木)以降に可能となる予定です。
- (13) 提出書類については、2回以上の審査を行います。書類の不備不足等について、複数の者から連絡をすることがありますが、あらかじめご了承ください。また、書類の不備により受付、登録できないことがあります。
- (14) 申請書または添付書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。

大津市入札参加申請要領

大津市総務部契約検査課

1 入札参加申請者は、次の条件を具備していること

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でない者（地方自治法施行令第 167 条の 4）
- (2) 申請時点で有効な建設業法第 3 条の規定による許可を受け、同法第 27 条の 23 に基づく経営事項に関する審査（入札参加希望業種に係る許可建設工事の審査）を受審しており、現に建設業を営んでいる者
- (3) 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ①健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ②厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ③雇用保険（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

※確認方法について

社会保険の加入状況は、入札参加申請時に提出する「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査）の写しの記載によって確認する。なお、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査）の発行後に社会保険に加入し、保険料を納めている場合は、健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）により確認する。（全て直近のもの、写し可。金額、個人名等は黒塗り等可。）

適用除外の取扱について

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査）の中の、社会保障の有無欄に「除外」と表示されている場合については、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入しているものと扱う。

- (4) 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していない者
- (5) 下記のいずれにも該当しない者
 - ①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ②暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

2 提出書類

別表第2による。

記入に当たっては、黒インクで記入してください（鉛筆、消えるボールペン不可）。

誤記の訂正は、黒二重線で削除し書き直してください。修正ペン、修正テープは使用しないでください。

大津市様式ならびに大津市税証明書交付申請書については、本市ホームページよりダウンロード可能。

※提出書類は必ず控えをとってください。受付後の審査で申請内容について後日問い合わせをすることがあります。

(1) A4版黄色系ファイル（2穴綴じ）

表紙と背表紙に商号を記載のこと。継続申請者は入札参加資格申請書表紙左上の整理番号を背表紙に記載のこと。受付整理票・受領書を除く各書類はファイルに別表第2の順番に綴じた状態で郵送すること。

（記載例）

種別	氏名	住所	電話番号	FAX
代表者	代表者氏名	代表者住所	代表者電話番号	代表者FAX
役員	役員氏名	役員住所	役員電話番号	役員FAX
役員	役員氏名	役員住所	役員電話番号	役員FAX
役員	役員氏名	役員住所	役員電話番号	役員FAX
役員	役員氏名	役員住所	役員電話番号	役員FAX
役員	役員氏名	役員住所	役員電話番号	役員FAX
役員	役員氏名	役員住所	役員電話番号	役員FAX

(2) 受付整理票・受領書（ファイルには綴じこまないこと）

業者番号 新規申請者は何も記載しないこと。継続申請者は入札参加申請書表紙右上6桁の業者番号を記載のこと。

本社（店） 原則として登記事項証明書と同じであること。個人の場合は、事業主の氏名、事業所の所在地、電話番号を記載のこと。法人組織の場合は、株式会社は(株)、有限会社は(有)等の略字で記載して差し支えない。

その他 「提出者」欄には申請書作成者の氏名等を記載すること。「希望業種」は「土」「建」「ほ」「給」

「電」「建附」等、省略して記入して良い。

受領印を押印して返却するのでファイルには綴じこまずに郵送のこと。

返信用封筒にて受領書を返送する。返信用封筒の同封がない場合や、返信に必要な切手が貼付されていない場合は受領書の発行はしない。受領書に押印する受付日は審査日とするので、実際に郵便が到達したよりも後の日付となることがある。

(3) 添付書類チェックリスト

必須書類は◎、場合によっては△をしてあるので、必要な書類を添付し、□欄にチェックをして提出すること。建設工事、コンサル、物品、役務のうち入札参加を希望するジャンルに○をすること。また、企業形態について、大企業、中小企業のいずれかに☑をすること。

(4) 入札参加申請書

(注)・①、②、③……⑬の番号は入札参加申請書に付けてある番号欄を示す。

・新規申請(※)の方へ

(※初めて大津市に入札参加申請をされる方、以前登録があったが前回に参加申請をされていない方)入札参加申請書はダウンロードするか、契約検査課窓口にて請求してください。ダウンロードの場合、両面印刷するか、頁順に並べてファイルに綴じてください。

申請書の①③④については全て変更後の欄に黒字で記載すること。

・本社(店)の所在地、名称又は商号、代表者職氏名は登記事項証明書に登録されている所在地、名称等を、個人の場合は事業所の所在地、事業主の氏名を記載し、**実印を押印すること。実印の押印が無い場合は申請を受け付けられない。**商号印(角印)の押印は無くても良い。

・登記事項証明書上の住所と実際の本社の所在地が異なる場合は、申請書の本社の所在地欄には実際の住所を記載し、その上か下の余白にかっこ書きで(登記簿上:○○市○○○)と記載すること。

① 入札参加希望業種

別表第1に掲げる入札参加希望業種欄のうち2業種以内とし(1業者2業種まで)、第1希望業種を第1希望欄に、第2希望業種を第2希望欄に記載のこと(建設業法による許可の種類とは異なるので注意すること)。入札参加希望業種に係る許可建設工事の経営事項審査を受けていない場合はその業種は希望ができない。委任先を設定する場合、委任先が希望業種にかかわる建設業法による許可を受けていること。(新規業者は「変更後」欄に記入すること。)

参加希望業種ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を1人以上配置する必要がある。

＜建設工事と測量及び建設コンサルタント等の両方を希望する場合は、**1業者につき最大2業種まで**と

する。例：建設工事＝1業種・測量及び建設コンサルタント等＝1業種　＞

・年度途中での、入札参加希望業種の追加、変更は認めない。削除、取下げは認める。

★「ほ装工事」を希望するものは、舗装施工管理技術者の資格を有する常勤技術者が1名以上在籍していること。

② 使用印鑑押印欄

本市が発注する建設工事等の見積、入札、支払い請求時等に使用する印鑑を押印すること。実印を使用印鑑とする場合も押印が必要。**押印が無い場合は申請を受け付けられない。個人印や「代表取締役印」等、人を表す印とし、商号印（角印）のみを使用印とすることはできない。**

③ 〈本社 [店]〉

本社、代表者職氏名等は、原則として登記事項証明書と同じであること。個人の場合は、事業主の氏名を記載する。（新規業者は「変更後」欄に記入すること。）

〈委任先の事業所〉

市が発注する建設工事等の見積、入札、契約等を支店、事業所等に委任する場合は記載のこと（委任状が必要）。なお、委任先は入札参加を希望する業種について建設業法の許可を受けた事業所及び営業所に限るものとする。

〈市内事業所〉

大津市内に事業所及び営業所がある場合は記載のこと（入札参加を希望する業種について建設業法の許可を受けた事業所及び営業所に限る）。

※建設業許可を受けていない、いわゆる営業拠点の事業所は記載不要。

※委任先の事業所と同様の場合は、「同上」と記載して差し支えない。

④ 許可建設工事の種類

許可区分欄の「許可番号、許可年月日及び大臣・知事、特定・一般」については第1希望の業種に係る内容を記載すること。（新規業者は「変更後」欄に記入すること。）

許可を受けている建設工事全てについて、特定（特定建設業）、一般（一般建設業）のいずれかの文字を○で囲むこと。

⑤ 従業員総括表（令和2年12月1日現在）

資格数（資格者の人数）については、資格区分ごとに記載のこと。1人で2以上の資格を有する場合はそれぞれの資格別に記載すること。なお、職員計及び合計の欄には実人数で記載のこと。また、資格区分に記載のない資格については、下段の技術士、技能士、その他の技術者の資格内訳欄に、資格名と資格数を記載のこと。

⑥ 得意とする工事の種類

記載のある場合、発注の参考とすることがある。

〈得意とする工事の種類〉

〔例〕 とび・土工・コンクリート工事のうち足場組立を専門にしている、橋梁補修工事等

〈特許工事、特殊工事の名称〉

〔例〕 シールド工法、LW工法、推進工法等

⑦ 資本金

登記事項証明書の資本金額を千円単位で記載のこと。個人にあつては記載不要。

⑧ 創業年月

個人の場合は創業年月を、法人の場合は登記年月を記載のこと。

⑨ 営業年数

営業年数を記載のこと。

⑩ 大津市初登録年度

大津市に初めて入札参加申請書（指名願）を提出した年度を記載のこと。

⑪ 消費税

令和3年4月1日時点における消費税法の課税・免税の区分について○で囲むと共に、当該時点を含む期間（営業期間）を記載のこと。

〔例〕 決算が3月末日の場合・・・「自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日」

決算が9月末日の場合・・・「自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日」

⑫ メールアドレス

大津市が発注する建設工事の見積、入札等を行う事業所（本社（店）または委任先）のメールアドレスを記載のこと。ハイフン、コンマ、ドット等の記号は、分かりやすく記入のこと。

⑬ 作成者

入札参加申請書の作成者氏名並びに連絡先等を記載のこと。申請書提出の後、審査担当による審査で不備や不足書類が発見される場合もあるので、実務に係る者の氏名並びに連絡先を記載すること。

(5) 誓約書

実印を押印すること。

(6) 技術職員名簿

任意様式。令和2年12月1日時点のもの。

★「ほ装工事」を希望するものは、舗装施工管理技術者の資格を有する常勤技術者が1名以上在籍していること。

(7) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

提出時に添付できない場合は、審査済印のある申請書を添付し後日提出のこと。文字が潰れていたり

判読出来ない場合は再提出を求めることがある。

(8) **建設業許可証明書**（許可確認書でも可）

写し可。なお、許可時点や更新時点から内容に変更がある場合は、追加資料の提出が必要。

- ・許可業種の追加がある場合は許可通知書（写し可）
- ・代表者等、記載事項に変更がある場合は変更届（受領印の押印があるもの）の写し

(9) **納税証明書（本店にかかる市町村税分）**（直近1年度分）

所在市町村が発行する、納期限の到来している全税目で未納がないことを証明する最新年度の納税証明書（発行日が10月1日以降のもの、写し可）を添付すること。（東京都の法人市民税については都税事務所によるもの。）固定資産税等は期別納付であっても、令和2年度分の証明が必要です。

★新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した納税証明の取り扱いについて

・「市町村税」の徴収猶予を受けている方は、未納額について納税猶予を受けていることが分かる書類（納税猶予等の記載がある納税証明書（写し可）又は猶予通知書等（写し可））を提出してください。

(10) **納税証明書（大津市税分）**（直近1年度分）

大津市内に、委任先や営業所（いずれも希望業種にかかる建設業の許可を有するものに限る）がある場合は添付が必要。大津市が発行する、納期限の到来している全税目で未納がないことを証明する最新年度の納税証明書（発行日が10月1日以降のもの、写し可）を添付すること。固定資産税等は期別納付であっても、令和2年度分の証明が必要です。事務所を新規に開設した等で課税がされていない場合は、市民税課へ提出した法人開設届けの写しを添付すること。

大津市の納税証明書の申請には、別添の「大津市税証明書交付申請書」をご利用ください。

※納税証明書については入金してから証明書に反映されるまでに7営業日前後を要します。入金から証明請求をお急ぎの場合は、**領収書(写し可)**を添えて税(支所)の窓口まで申請くださいますようお願いいたします。**(領収書(写し可)がないと発行できません。)**

★新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した納税証明の取り扱いについて

・「大津市税」の徴収猶予を受けている方は、備考欄に「未納額のうち、全額納税猶予」と記載がある納税証明書（写し可）を提出してください。

(11) **納税証明書（消費税分）**（直近1年度分）

様式その3、様式その3の2、様式その3の3のいずれかを必ず添付すること。（発行日が10月1日以降のもの、写し可）

★新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して

・「消費税及び地方消費税」の納税猶予を受けている方は、税務署から納税証明書（その3、その3の3、その3の2）が発行されません。その場合、「納税の猶予許可通知書」の写し、又は猶予の付記事項が記載されている「納税証明書（その1）」（写し可）を提出してください。

(12) **委任状**

委任先を設定する場合は必要。委任者、受任者双方の記名・押印が必要。期間は令和5年3月31日までとする。

(13) **建設業退職金共済事業加入証明書**

加入している場合。証明書の発行が不可能な場合、共済契約者証の写しでも可。

(14) **登記事項証明書（全部事項証明書）**

申請者が法人の場合、提出のこと。（発行日が10月1日以降のもの、写し可）

(14) **身分証明書**

申請者が個人事業主の場合、市町村の市民課・住民課等が発行する身分証明書を提出のこと。（発行日が10月1日以降のもの、写し可）

(15) **営業所一覧表の写し**

国土交通省等に提出したもの。建設業許可申請別紙二（1）、別紙二（2）、国土交通省競争参加資格申請様式④など。委任先、市内事業所のある場合は、該当の事業所が分かるよう、太囲いや着色等すること。

(16) **工事経歴書**

希望業種に係る直前2年間の営業年度の工事経歴を許可業種別に記載すること。実績が無い場合は「実績無し」と記載して必ず提出すること。本市指定様式でなくても、本市様式に準じた任意様式でも可とするが、規模・概要は発注の参考資料となるので、具体的に記載のこと。

(17) **役員名簿**

法人の場合は（14）に記載される監査役・監事を除く役員のを、個人事業主の場合はその者を記載すること。滋賀県警察本部に照会する際の資料とする。

(18) **会社案内等**

添付は任意とする。添付する場合はA4ファイル内に収まる形で2穴を開けて綴じること。A4ファイルからはみ出す形で添付した場合は受け付けられない。

(19) **返信用封筒**

返信に必要な切手を貼付すること。

3 郵送での受付、申請・審査の流れ

(1) 審査担当者が申請書・添付書類の確認

申請書への実印の押印漏れ等の致命的な不備は申請を受け付けられない。

その他軽易な不備や不足書類等があった場合は、審査担当者から返信用封筒にて受領書と「不備書類について」を交付する。概ね14日以内に指摘された不足書類を郵送で提出すること。審査担当

者による再度の審査を経て初めて合格となる。

- (2) 不備不足を指摘した場合で、不備不足が解消されない場合は入札参加申請を認められない。参加申請を認めない場合、申請書類一式は返送する。それら以外の場合は受付、入札参加名簿への登録となる。令和3年4月1日（水）以降にホームページに名簿を掲載するので確認すること。

入札参加希望業種と建設業の許可建設工事との種類別と対応関係

区分	入札参加希望業種	建設工事の種類	建設工事の例示
建設工事	土木一式工事	土木一式工事(土)	土木一式工事、下水道管渠工事、下水道管更生工事
		とび・土工・コンクリート工事(と)	コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、外構工事、止水工事
		石工事(石)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
		タイル・れんが・ブロック工事(タ)	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事
		鋼構造物工事(鋼)	閘門、水門等の門扉設置工事
		しゅんせつ工事(しゅ)	しゅんせつ工事
		水道施設工事(水)	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事
	建築一式工事	建築一式工事(建)	建築一式工事
		大工工事(大)	大工工事、型枠工事、造作工事
	ほ装工事★	ほ装工事(ほ)	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
	電気設備工事	電気工事(電)	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む)工事、照明設備工事(市街灯含む。ただし、交通安全施設に伴う照明を除く)、電車線工事、信号設備工事(交通安全施設に伴う信号を除く)、ネオン装置工事
		電気通信工事(通)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
	給排水冷暖房工事	管工事(管)	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、消雪設備工事、管内更生工事(宅内)
		熱絶縁工事(絶)	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事

★「ほ装工事」を希望するものは、舗装施工管理技術者の資格を有する常勤技術者が1名以上在籍していること。

区分	入札参加希望業種	建設工事の種類	建設工事の例示
建設工事	造園工事	造園工事(園)	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
		石工事(石)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)
		タイル・れんが・ブロック工事(タ)	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)
	鉄骨工事	鋼構造物工事(鋼)	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
		鉄筋工事(鉄)	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
	機械設備工事	機械器具設置工事(機)	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事
	塗装工事	塗装工事(塗)	塗装工事(交通安全施設に伴う塗装を除く)溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
	橋梁上部工事	土木一式工事(土)	橋梁上部工事(陸橋・歩道橋を含む)P・C
		鋼構造物工事(鋼)	橋梁上部工事(陸橋・歩道橋を含む)
	法面処理工事	防水工事(防)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
		とび・土工・コンクリート工事(と)	現場吹付法砕工事、アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付工事、客土吹付け工事、植生ネット工事
	交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事(と)	道路付属物設置工事(カーブミラー、ガードレール、道路標識設置工事)(交通安全施設に伴うもの)
		塗装工事(塗)	塗装工事、路面標示工事(交通安全施設に伴うもの)
		電気工事(電)	道路照明設備工事、交通信号設備工事(交通安全施設に伴うもの)
		電気通信工事(通)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事(交通安全施設に伴うもの)
		機械器具設置工事(機)	(交通安全施設に伴うもの)
	消防施設工事	消防施設工事(消)	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事

区分	入札参加希望業種	建設工事の種類	建設工事の例示
建築	建築附帯工事	左官工事(左)	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
		とび・土工・コンクリート工事(と)	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事
		屋根工事(屋)	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
		タイル・れんが・ブロック工事(タ)	タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
		板金工事(板)	板金加工取付け工事、建築板金工事
		ガラス工事(ガ)	ガラス加工取付け工事
		防水工事(防)	防水工事(建築物に伴うもの)
		内装仕上工事(内)	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
		建具工事(具)	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
		建築一式工事(建)	文化財建築修理工事
		大工工事(大)	文化財修理大工工事
解体工事	解体工事(解)	工作物解体工事 (ただし、それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。また、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事はそれぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。)	
さく井工事	さく井工事(井)	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
清掃施設工事	清掃施設工事(清)	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	

提出要領

◎提出書類は、下記の表に掲げる色の紙製ファイル(A4版2穴綴じ)に左綴じにまとめて番号順に綴じ込んで提出すること。なお、提出部数は、各1部とする。

区分	番号	書類の名称	様式等	備考
◎	1	A4版黄色系ファイル(2穴綴じ)	表紙・背表紙に業者名を記載のこと	継続申請者は入札参加申請書左上の整理番号を背表紙に記載のこと。
◎	2	受付整理票・受領書	大津市様式 7-2	綴じ込み不要
◎	3	添付書類チェックリスト		チェック欄にチェックをして一番上に綴じこむ
◎	4	入札参加申請書	大津市様式	消えるインク、修正ペンの使用禁止
◎	5	誓約書	大津市様式 8	
◎	6	技術職員名簿	任意様式	
◎	7	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	国土交通省又は都道府県が発行するもの	提出時に添付できない場合は、審査済印のある申請書を添付し、後日提出。
◎	8	建設業許可証明書・確認書	国土交通省又は都道府県が発行するもの	2提出書類 (8)建設業許可証明書(8ページ)をご確認ください。
◎	9	納税証明書 本店に係る市町村税分	各自治体の発行するもの(発行日が10月1日以降のもの、写し可)	所在市町村が発行する、納期限の到来している全税目で未納がないことを証明する最新年度の納税証明書。固定資産税等は別納付であっても、令和2年度分の証明が必要です。
△	10	納税証明書 大津市税分	大津市が発行するもの(発行日が10月1日以降のもの、写し可)	委任先の所在地が大津市内である場合は、大津市が発行する、納期限の到来している全税目で未納がないことを証明する最新の納税証明書。固定資産税等は別納付であっても、令和2年度分の証明が必要です。大津市税の納税証明書の申請には、別添の「大津市税証明書交付申請書」をご利用ください。
◎	11	納税証明書 消費税及び地方消費税分	税務署が発行するもの	様式その3、様式その3の2、様式その3の3のいずれか。
△	12	委任状	任意様式	本社(本店)以外の支店、営業所等へ有効期間中委任する場合
△	13	建設業退職金共済事業加入証明書	取扱機関が発行するもの	加入している場合(証明書の発行が不可能な場合、共済契約者証の写しでも可。)
◎	14	登記事項証明書	本社(店)管轄の法務局が発行するもの	法人の場合。履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を提出のこと。
	14	身分証明書	市町村の市民課・住民課等が発行するもの	個人の場合。
◎	15	営業所一覧表の写し	国土交通省等に提出したものもの写し	営業所の無い場合は添付不要
◎	16	工事経歴書	大津市様式 5 ※任意様式も可	希望業種に係る直前2年間の工事経歴を許可業種別に記載(発注の参考資料とすることがあるので規模・概要の記載をお願いします。)
◎	17	役員名簿	大津市様式 9	個人の場合はその者を、法人の場合は登記事項証明書に登記されている全ての役員(監査役・監事を除く)を記入。
△	18	会社案内等	添付は任意	A4ファイルに収まるように綴じこむこと。
◎	19	返信用封筒	必須	切手を必ず貼り付けること。

※ 区分◎は必須、△は必要に応じて添付が必要。

※ 各証明書については、10月1日以降に発行されたものとする。写し可。

※ 納税証明書(大津市税分)は直近1年度分とする。個人事業者の場合は、住所地の市町村に係る納税証明書とする。

※ 提出書類は控えをとってください。受付後の審査で申請者の内容について問い合わせをすることがあります。